

6. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)		2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)	
	金 額		金 額	
経常収益	3,728,206		4,803,400	
保険料等収入	2,443,588		3,203,693	
再保険収入	2,440,413		3,194,937	
資産運用収益	3,175		8,755	
利息及び配当金等収入	1,217,048		1,538,977	
預貯金利息	888,380		988,501	
有価証券利息・配当金	516		6,137	
貸付金利息	769,858		855,613	
不動産賃貸料	59,457		59,579	
その他利息配当金	38,987		43,971	
金銭の信託運用益	19,559		23,199	
有価証券売却益	2,807		2,335	
有価証券償還	113,521		343,043	
為替差益	69,499		170,717	
その他の運用収益	133,050		33,925	
特別勘定資産運用益	130		454	
その他経常収益	9,658		—	
年金特約取扱受入金	67,569		60,729	
保険金据置受入金	12,559		11,451	
退職給付引当金戻入	35,397		29,064	
その他の経常収益	11,198		11,749	
	8,414		8,464	
経常費用	3,479,829		4,520,345	
保険金等支払	2,353,540		2,805,089	
保険年金	554,432		643,750	
給付返戻金	627,129		636,191	
解約の他返戻金	407,398		451,704	
再保険料	665,564		961,467	
責任準備金等繰入	96,786		110,332	
支払準備金繰入	2,228		1,642	
社員配当金積立利息繰入	275,807		432,606	
資産運用費用	8,571		4,083	
支払利息	267,178		428,472	
売買目的有価証券運用損	57		50	
有価証券売却損	348,381		755,303	
有価証券評価損	17,610		40,266	
有価証券償還損	—		33	
金融派生商品費用	65,714		59,172	
貸倒引当金繰入	5,816		4,536	
貸付不動産等減価償却	9,326		900	
その他の運用費用	217,338		601,687	
特別勘定資産運用損	3,538		1,267	
事業常費	—		60	
その他経常費用	9,193		8,979	
保険金据置支払	19,843		26,768	
減価償却	—		11,630	
その他の経常費用	376,126		398,165	
税引前当期純利益	125,972		129,180	
特別勘定資産運用損	56,524		56,636	
減価償却	32,562		37,039	
その他の経常費用	31,544		30,564	
	5,341		4,940	
	248,377		283,055	
特別利益	124		3,280	
固定資産等処分益	124		2,782	
子会社及び関連会社清算	—		498	
特別損失	44,064		209,892	
固定資産等処分損失	6,419		3,041	
減損	507		565	
子会社株式及び関連会社株式評価損	16,257		1,602	
価格変動準備金繰入	19,292		202,957	
社会厚生事業増進助成	1,587		1,725	
税引前当期純利益	204,437		76,444	
法人税等調整額	12,909		51,860	
法人税等調整額	5,601		△ 79,562	
法人税等調整額	18,510		△ 27,702	
当期純利益	185,926		104,146	

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取得原価をもって貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって貸借対照表価額とすることに変更しております。また、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分のうち、一部の小区分については、責任準備金対応債券を用いたリスク管理の必要性が乏しくなったことから、当年度より当該小区分を廃止しております。

この変更による貸借対照表及び損益計算書への影響は軽微であります。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等

による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

- ・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの
- ・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの
- ・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

12. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当事業年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本文に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方（以下「4類型」という。）以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型に係る累計支払額と4類型の1つである65歳以上の方のみなし入院に係る累計支払額の比率に診断日が2022年9月25日以前である65歳以上の方のみなし入院に係る額を乗じて推計しております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行

っております。

15. 当年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールへの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融资検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	11,999	11,999	—
その他有価証券（譲渡性預金）	11,999	11,999	—
買入金銭債権	171,153	175,564	4,410
満期保有目的の債券	165,258	169,668	4,410
その他有価証券	5,895	5,895	—
金銭の信託	119,533	119,533	—
売買目的有価証券	4,544	4,544	—
その他有価証券	114,988	114,988	—
有価証券	36,125,159	36,587,541	462,381
売買目的有価証券	461,933	461,933	—
満期保有目的の債券	3,320,294	3,716,928	396,634
責任準備金対応債券	13,838,014	13,906,096	68,081

子会社株式及び関連会社株式	98,991	96,657	△2,333
その他有価証券	18,405,926	18,405,926	—
貸付金	3,897,333	3,954,672	57,338
保険約款貸付	175,665	175,665	—
一般貸付	3,721,667	3,779,006	57,338
貸倒引当金(*1)	△10,292	—	—
	3,887,041	3,954,672	67,630
社債	640,735	632,941	△7,793
借入金	271,600	252,096	△19,503
金融派生商品(*2)	(90,887)	(90,887)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(24,914)	(24,914)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(65,973)	(65,973)	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当年度末における貸借対照表価額は、894,593百万円(うち子会社株式及び関連会社株式858,941百万円)、組合出資等の当年度末における貸借対照表価額は、23,646百万円であります。また、当年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について2,676百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は△14,874百万円であります。

② 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	2,906,394	3,262,747	356,353
	②社債	331,288	369,732	38,444
	③その他	164,508	172,544	8,035
	合計	3,402,191	3,805,024	402,833
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	3,761	3,756	△4
	③その他	79,600	77,815	△1,784
	合計	83,361	81,572	△1,788

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③ 責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は308,305百万円であり、売却益の合計額は38,146百万円、売却損の合計額は100百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,111,410	7,868,511	757,100
	②社債	11,050	12,853	1,802
	③その他	406,870	415,799	8,928
	合計	7,529,331	8,297,163	767,832
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	4,671,106	4,148,846	△522,260
	②社債	34,233	31,204	△3,028
	③その他	1,603,342	1,428,881	△174,461
	合計	6,308,683	5,608,932	△699,750

④ その他有価証券の当年度中の売却額は3,297,154百万円であり、売却益の合計額は304,896百万円、売却損の合計額は59,071百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額

貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	1,367,463	4,341,956	2,974,493
	(2) 債券	2,194,095	2,365,620	171,525
	① 国債・地方債等	1,590,523	1,717,439	126,915
	② 社債	603,571	648,181	44,609
	(3) その他	4,472,469	5,018,164	545,695
	合計	8,034,028	11,725,742	3,691,713
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	173,764	157,515	△16,249
	(2) 債券	1,137,257	1,090,049	△47,208
	① 国債・地方債等	167,278	163,964	△3,314
	② 社債	969,979	926,085	△43,894
	(3) その他	5,974,304	5,565,503	△408,801
	合計	7,285,326	6,813,067	△472,258

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤ 上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について3,462百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金 (譲渡性預金)	11,999	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	171,153
貸付金(*)	451,385	718,223	575,753	616,785	744,293	606,898
有価証券	684,652	1,243,688	2,316,101	3,109,664	6,617,253	14,999,356
満期保有目的の 債券	217,271	548,665	451,881	83,913	559,970	1,458,591
責任準備金対応 債券	3,467	32,933	254,377	1,040,326	2,911,125	9,595,784
その他有価証券 のうち満期があ るもの	463,912	662,089	1,609,843	1,985,424	3,146,157	3,944,980
合計	1,148,037	1,961,911	2,891,855	3,726,450	7,361,547	15,777,408

(*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない8,326百万円は含めておりません。

(*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	640,735
借入金	—	—	—	—	—	271,600
合計	—	—	—	—	—	912,335

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
預貯金（譲渡性預金）	—	11,999	—	11,999
買入金銭債権	—	5,895	—	5,895

その他有価証券	—	5,895	—	5,895
金銭の信託	—	119,533	—	119,533
売買目的有価証券	—	4,544	—	4,544
その他有価証券	—	114,988	—	114,988
有価証券	9,029,554	9,441,612	75,719	18,546,886
売買目的有価証券	299,182	160,784	1,965	461,933
国債・地方債等	109,129	—	—	109,129
社債	—	54,701	—	54,701
株式	102,088	—	—	102,088
その他	87,964	106,083	1,965	196,013
その他有価証券	8,730,372	9,280,827	73,753	18,084,953
国債・地方債等	1,765,441	115,961	—	1,881,403
社債	—	1,574,267	—	1,574,267
株式	4,497,426	2,045	—	4,499,471
その他	2,467,504	7,588,553	73,753	10,129,811
金融派生商品	1,504	74,816	—	76,321
通貨関連	—	45,481	—	45,481
金利関連	—	29,269	—	29,269
株式関連	328	—	—	328
債券関連	1,176	65	—	1,241
資産計	9,031,059	9,653,856	75,719	18,760,635
金融派生商品	177	167,030	—	167,208
通貨関連	—	107,748	—	107,748
金利関連	—	59,070	—	59,070
株式関連	46	—	—	46
債券関連	130	211	—	342
負債計	177	167,030	—	167,208

(*)時価算定会計基準適用指針第24-7項に従い、基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は320,972百万円であります。当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	時価算定会計基準適用指針 第24-3項を適用し基準価 額を時価とみなす投資信託
期首残高	247,723
当期の損益又は評価・換算差額等への計上	
その他有価証券評価差額金に計上	2,744
購入、売却及び償還	
購入	73,458
売却	△2,954
期末残高	320,972

また、同適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額は、任意解約等が認められていない投資信託320,972百万円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権	—	169,056	612	169,668
満期保有目的の債券	—	169,056	612	169,668
有価証券	15,589,518	2,127,164	2,999	17,719,682
満期保有目的の債券	3,094,795	619,133	2,999	3,716,928
国債・地方債等	3,094,795	167,952	—	3,262,747
社債	—	373,489	—	373,489
その他	—	77,691	2,999	80,691
責任準備金対応債券	12,398,065	1,508,031	—	13,906,096
国債・地方債等	12,017,358	—	—	12,017,358
社債	—	44,057	—	44,057
その他	380,706	1,463,973	—	1,844,680

子会社株式及び関連会社株式	96,657	—	—	96,657
貸付金	—	—	3,954,672	3,954,672
保険約款貸付	—	—	175,665	175,665
一般貸付	—	—	3,779,006	3,779,006
資産計	15,589,518	2,296,220	3,958,284	21,844,023
社債	—	632,941	—	632,941
借入金	—	252,096	—	252,096
負債計	—	885,037	—	885,037

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

② 金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

③ 貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④ 社債

当社の発行する社債については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤ 借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

有価証券の「売買目的有価証券」および「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せず使用しているため、記載しておりません。

② 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価証券		合計
	売買目的有価証券	その他有価証券	
	その他	その他	
期首残高	—	156,786	156,786
当期の損益又は評価・換算差額等への計上			
売買目的有価証券運用損に計上	△34	—	△34

その他有価証券評価差額金に計上	—	△7,963	△7,963
購入、売却、発行及び決済			
購入	2,000	5,374	7,374
売却	—	△80,444	△80,444
期末残高	1,965	73,753	75,719
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (*1)	△34	—	△34

(*1) 「売買目的有価証券運用損」に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は608,550百万円、時価は955,183百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

17. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、22,845百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は420百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は16百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は12,508百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は9,916百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、460,960百万円であります。

19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、589,743百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

20. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2,414,131百万円であります。

21. 子会社等に対する金銭債権の総額は、60,506百万円、金銭債務の総額は、5,501百万円であります。

22. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	281,323百万円
前期剰余金よりの繰入額	151,453百万円
当期社員配当金支払額	144,508百万円
利息による増加等	71百万円
当期末現在高	288,339百万円

24. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

25. 担保に供されている資産の額は、有価証券60,173百万円あります。

26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額

は4,929,389百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は339,705百万円であり
ます。

27. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、73,215百万円であります。
28. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣
後特約付社債であります。
29. 負債の部の借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
30. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠
出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	237,599百万円
勤務費用	9,409百万円
利息費用	2,138百万円
数理計算上の差異の当期発生額	993百万円
退職給付の支払額	△ 15,673百万円
期末における退職給付債務	<u>234,467百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	412,616百万円
期待運用収益	3,578百万円
数理計算上の差異の当期発生額	24,776百万円
事業主からの拠出額	2,315百万円
退職給付の支払額	△ 10,650百万円
期末における年金資産	<u>432,636百万円</u>

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	233,776百万円
年金資産	△ 432,636百万円
	△ 198,859百万円
非積立型制度の退職給付債務	690百万円
未認識数理計算上の差異	64,145百万円
未認識過去勤務費用	16,761百万円
退職給付引当金 (△は前払年金費用)	<u>△ 117,262百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,409百万円
利息費用	2,138百万円
期待運用収益	△ 3,578百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 9,692百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 2,688百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△ 4,411百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	5.2%
株式	44.4%
生命保険一般勘定	22.7%
共同運用資産	16.4%
現金及び預金	2.5%
その他	8.8%
合計	<u>100.0%</u>

年金資産合計には、退職給付信託が58.9%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は1,194百万円であります。

31. 子会社等の株式等は、957,933百万円であります。

32. 繰延税金資産の総額は、905,457百万円、繰延税金負債の総額は、899,658百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、6,194百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金523,283百万円および価格変動準備金299,823百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額863,728百万円であります。

当年度における法定実効税率は27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る Δ 52.76%、評価性引当額の増減に係る Δ 6.14%および外国子会社から受ける配当等の益金不算入額に係る Δ 5.30%であります。

33. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は23百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は13,458百万円であります。

34. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) 子会社及び関連会社株式の減損

① 当年度の計算書類に計上した金額

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、子会社株式及び関連会社株式957,933百万円を計上しております。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産価額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度の計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、一部の関連法人等について、財政状態の悪化又は将来キャッシュ・フローの減少により実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められないことから、取得原価と実質価額との差額を、特別損失に子会社株式及び関連会社株式評価損として1,602百万円計上しております。

損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は、27,380百万円、費用の総額は、42,707百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券22,532百万円、株式等55,499百万円、外国証券263,819百万円であります。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券133百万円、株式等2,126百万円、外国証券56,912百万円であります。
有価証券評価損の内訳は、株式等4,536百万円であります。
4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は3百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は5,367百万円であります。
5. 「金融派生商品費用」には、評価益が376,689百万円含まれております。
6. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減損損失(百万円)		
		土地	建物	計
賃貸不動産等	0件	—	—	—
遊休不動産等	5件	255	309	565
合計	5件	255	309	565

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.73%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。